

人権 Café Vol.6



民医連新聞発行所 全日本民主医療機関連合会 発行人 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460 URL https://www.min-iren.gr.jp/ 監修/明日の自由を守る若手弁護士会の

国際人権規約では、**健康権**を「すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利」と定めています。



その内容は、単に「病気でない」とか「弱っていない」ということでなく、すべての人がヘルスケアに必要な施設、物資、サービスを利用できるよう、それらが量質ともに十分に確保され、差別なくアクセスできるということです。

また健康権は、安全な水や食品、住居、環境、労働、教育、情報へのアクセスなど、健康の基礎となる前提条件に及ぶ内容を持っています。「人権としての社会保障」はその大事な柱です。でも日本の現実……。



全日本民医連HP 「人権Café」



医療 介護の現場で考える人権



※「仮放免」とは、取容令書又は退去強制令書によって取容されている外国人について、請求又は職権によって一時的に取容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置のこと。就労、医療保険加入は認められない。住む場所の指定、定期的な入管への出頭義務、行動範囲の制限がある。

Aさんは50代のイラン人男性。30年前に来日し車の販売やレストランなどで働き、在留資格も医療保険加入もできていました。日本人女性と結婚し1男1女をもうけました。2015年頃離婚。失職とも重なり在留資格変更手続きが遅延し資格喪失、現在仮放免扱いになっています。2017年10月、腰痛が続く外国人支援団体を通じて当院を受診され、無料低額診療事業を利用し短期間の治療と考えていましたが、4年たった今でも原因がわからない状態が続く、神経内科で治療継続しています。受診当初は普通に歩行できていましたが、現在は下肢のしびれや痛みが増強し杖歩行となっています。現在20代の息子のアルバイト収入だけで生活し、一向に改善しない病状と生活状況に焦りや不安を抱えながら療養生活を送っています。

仮放免の外国人は、働けず、医療機関も選べません

公益社団法人 京都保健会
京都民医連中央病院医療福祉課 SW 倉本理香

私は、人権を主張する石川の会(JSK)の事務局として、29都道府県で千人以上がたたかう生活保護基準引き下げ違憲訴訟「いのちのとりで裁判」の原告支援をしています。生活保護基準引き下げは憲法25条違反だと訴えています。この間、「国民感情」や「国の財政状況」から生活保護基準引き下げは妥当であるという不当判決が出されています。裁判では被告である国側の代理人が、「生活保護受給者なのだから」と人間の尊厳や人格を否定する尋問を行い、傍聴しながら怒りに震えることが多々ありました。私たちが「生活保護を受けているのに」という枕詞をつけて「パチンコばかりしている」「お酒ばかり飲んでいいる」などという言葉を、日常診療や生活の場で耳にすることが口にするのではないのでしょうか。なぜ、そのようなことが起こるのでしょうか。私たちの中にも、生活保護に対する劣等感や感情はないのでしょうか。

生活保護は権利
「いのちのとりで裁判」の原告支援を通して
公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院
医療福祉連携相談課 SW 吉原和代

人権基礎講座 6 人権を守るしくみ

Q.11 人権が守られるために国際的にはどんなしくみがあるのでしょうか？

条約に人権が書き込まれても、実際に人権が保障されなければ「絵に描いた餅」になってしまいます。そこで、それぞれの国の状況を検討し、各国に対して具体的に意見を述べ勧告をするしくみのひとつとして、中核的人権条約(Q9参照)ごとに委員会と呼ばれる条約機関が設けられています。それらの委員は、独立した個人の資格で選ばれる専門家です。

委員会の活動として、①定期的に加盟国政府が提出する報告書を審査して委員会としての意見を述べ勧告をする、②加盟国が同意する場合、その国内の個人から委員会に出された人権侵害に関する通報について審査し判断を公表する、などがあります。日本は、②については受け入れていません。

①の委員会による政府報告書の審査では、日本政府にもさまざまな意見や勧告が出されてきました。たとえば、選択議定書を批准して個人通報制度を確立すべきこと(Q10参照)、ヘイトスピーチを禁止すること、ジェンダー平等を推進すること、生活保護の申請手続きを簡素化することやスティグマ(差別・偏見)を払拭する住民教育を行うこと、競争的でストレスの多い学校教育の問題など多岐にわたっています。

こうした委員会の審査にあたっては、政府からの報告書だけでなく、その国の人権擁護のために活動する民間団体(NGO)から寄せられる情報が信頼性の高いものとして重視され、それらをふまえて政府代表に公開で質問が行われています。

Q.12 日本における人権保護の問題点は？

日本では人権問題の早期解決の仕組みとして、児童相談所や労基署など、大小様々な行政機関があります。こうした個別の仕組みで解決できなかった場合に、被害者の訴えを受けた裁判所が最後の砦として救済します。しかし、この体制は万全とはいえません。

まず、これらの行政機関は慢性的な予算と人員の不足で十分な活動ができていません。社会権規約や子どもの権利条約は、人権実現のために国が資源(予算)を最大限に活かして措置を講じることを求めています。大企業への法人税引下げや、オリンピックへの数兆円の投入を見ると、日本政府に足りないのはお金ではなく、人権を守るためにお金を使う視点であると言わざるを得ません。

次に、日本の裁判所の使い勝手の悪さという問題があります。日本の裁判所は、具体的な被害が発生して初めて事件を取り扱うのが原則です。被害の発生前から「この制度は違法だ」と訴えても取り合ってもらえません。また、裁判は市民にとって難解で、時間と費用もかかるため気軽には利用できず迅速な解決は期待できません。

そこで理想的なのは、人権問題のみを幅広く迅速に扱う専門機関(国内人権機関と呼ばれる)を設置することです。例えばイギリスの人種平等委員会やスウェーデンの機会均等オンブズマンなど、このような機関を置く国・地域も多数あります。日本も、国連からそのような機関の設置を勧告されていますが、いまだ作られていません。また、Q9で述べたように、各人権条約が定める個人通報制度についても日本は批准していません。<つづく>

人権としての社会保障

生存権や健康権を実感できる社会へ



まさてる
津市立三重短期大学教授 長友薫輝

日本国憲法第25条

1. すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2. 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

特集 人権としての社会保障・健康権



「朝日訴訟」の原告朝日茂さんの写真と「人間裁判」の碑

1. 心に体に無理をせず

社会保障とは、私たちが心に体に無理をせず、働き生きることができる社会づくりを志向するものです。無理をせず、というところがポイントです。言い換えれば「頑張らなくてもよい社会」といったところでしょうか。

ただし、現状においては、この社会保障の理念・考え方への認識が広まっているとはいえません。残念ながら、いまだに浸透しているのは貧困や疾病、健康に対する自己責任論です。

「頑張るのは当たり前」とする風潮、同調圧力が根強いように思います。自己責任が過剰に求められています。社会保障が対応する病気で貧困、失業、子育てなどの事柄は、努力すれば何とかできる問題ではありません。

自己責任ではなく、社会的に対応すべき問題だからこそ、私たちの住まいの近くに病院やハローワーク(公共職業安定所)、福祉事務所、保育所などが設置されてきたわけです。

新型コロナによるパンデミックは、自己責任論の無責任さと、生活と仕事を丸ごと守るセーフティネットの不可欠さを明らかにしていると思います。

2. 「自助、共助、公助」は社会保障の説明ではない

ところが本来、社会保障の向上および増進に努めなければならない政権によって、社会保障の理念・考え方の変質化が図られ、社会保障を歴史的に後退させようとしています。

2020年12月に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」(最終報告)では、「菅内閣が目指す社会像は、『自助・共助・公助』、そして『絆』である」としています。「絆」は精神的発揚を促すためのものです。社会保障は「自助・共助・公助」論では説明できません。

「公助」とは「お上による救済的な対応」であり、「自らの力で頑張った上で、助け合いでも対応できないような、かわいそうな人に手を差し伸べてあげますよ」というものです。自己責任や相互扶助での努力を前提としています。恩恵的な発想で人々を管理・支配しようとするものであり、なおかつ権利として認めないという思想が土台となっています。



学習ブックレット
「民医連の綱領と歴史」

※18～19、32～35ページも参考にしましょう。



NPO 朝日訴訟の会

3. 憲法25条を実感できる社会へ

私たちに憲法があります。憲法25条は「社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進」による社会づくりを志向しています。

先人たちが、いわばレンガを1つずつ積み上げてきたのが社会保障の歴史的な発展経緯です。地域の実態を把握し、先駆的な取り組みを行ってきた各地の民医連の活動や歴史を学ぶと、日本の社会保障の歴史を理解することができます。

人権としての社会保障をめぐる重要なたたかひのひとつに、朝日訴訟があります。朝日訴訟とは、結核で療養していた朝日茂さんが原告となり、国の定める生活保護基準とその内容では、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されていないとして訴えを起こした裁判です。

朝日訴訟第1審の東京地裁判決(1960年10月19日)では、原告の全面勝訴となりました。判決は『最低限度の水準は決して予算の有無によって決定されるものではなく、むしろこれを指導支配すべきものである』とし、社会保障水準の向上は憲法を順守する政府(政治)の責任であることを明示しました。

こうした無数のたたかひによって積み上げてきたものを崩壊させようとする人たちによって吹聴されているのが、「自助、共助、公助」という整理方法です。

社会保障は人間の英知を結集した仕組みです。人々の声が生きる社会保障を基盤とした社会づくりを進め、憲法を身近に、生存権や健康権を実感できる社会を目指すことが重要です。

4. 生活保護基準は私たちの暮らしの大事なスタンダード

なお、生活保護基準とは、生活保護を利用している人にだけ関係する基準ではありません。生活保護基準は、日本で暮らす人々が大事にしなければならないスタンダードです。毎年4月に生活保護基準が改定され、そのあと7月に人事院勧告(公務員の賃金水準)、10月には地域別最低賃金(すべての労働者の賃金)が改定され、翌年の春には春闘(1～3月、民間企業の労働者の賃金)があるというのが日本の年間サイクルです。

ですから、生活保護基準を引き下げれば、日本で働く人々の給与水準が全体的に下がり、生活がより厳しくなっていくことを意味します。

さらに、生活保護基準は様々な公共サービスの基準

(就学援助、保育料・学校授業料の減免、医療保険・年金保険料、公営住宅の家賃など)です。つまり、生活保護基準は「自分には関係ない」どころか、「日本で暮らす人々のほとんどすべての人に関係する」ことがわかります。こうした冷静で客観的な事実を知り、広めていくことで、「自助、共助、公助」論と対峙し、私たちの時代で社会保障を崩壊させるのではなく、歴史的発展へとつなげていくことが重要ではないでしょうか。

国際人権規約が定める健康権

すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利

人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一である。(WHO憲章前文1946年)

ヘルスケアにとどまらず、飲食・衛生・住居・交通アクセス・教育・職業・平和な環境など健康の基礎となる前提条件も含む包括的な権利です。



経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(1966年採択、1978年発効)12条

「この規約の締結国は、すべての人々が到達可能な最高水準の身体的及び精神的健康を享受する権利を有することを認める」
→日本は1979年に批准

憲法98条2項により、日本政府は国際人権条約を誠実に順守しなければなりません。



ココもチェック

- 「健康で文化的な最低限度の生活」とは、どんな生活でしょう。何が必要でしょうか。



小学生が最初に教わる「愛される権利」ジャーナリスト 伊藤千尋 公式サイト

- 国内人権機関の設立に向けた取り組みについて調べてみましょう(生保バッシング・ヘイトスピーチが規制されない日本)。

参考:日弁連 国内人権機関実現委員会の取り組み



リーガル・アイ

公園のベンチ

私の職場のある池袋の街にも再開発の波が押し寄せています。いくつかの公園も、再開発の際に「きれい」にリニューアルされました。

都会の新しい公園で目に付くのは様々なデザインのベンチです。くねくねと蛇行していたり、天板が丸みを帯びていたりします。他方で、横長で平らな昔ながらのベンチを見ることは減りました。

その理由はホームレス対策です。一部の自治体は、ホームレスの支援という本来すべき取り組みではなく、いかにベンチの寝心地を悪くしてホームレスを地域から追い出すかを競っています。よく見ると、残されている昔ながらのベンチにも真ん中に肘かけが加えられて寝られなくなっています。野良猫が来ないよう庭にトゲのマットを敷くのと同じです。不都合なものは視界から消さないことになってしまうという発想です。

同じく行政が見て見ぬふりをするのが、生活保護申請者です。生活保護の申請に行く、いつのまにか申請ではなく「相談」にきたことにされ、申請書をももらえないことがあります。とにかく申請書の提出さえ阻止すれば、来なかったのと同じになるから保護するが検討せずに済むという発想です。

このように、行政は色々な社会的弱者に対して、「いない」こととして処理しています。検査をしなければ感染者が「いない」というのと同じです。「いない」ことにすれば、他の人たちが社会的弱者の存在に気兼ねなく生活できるし、行政も保護のための予算を使わなくて済むからです。

しかし、このような対策は人権を蹂躪した明らかに不当なものです。何かのきっかけで家や仕事を失ってしまったというそれだけのことで、多くの人が社会的に「いない」こととされています。人としての存在を無視されるということは最大の人権侵害の一つです。住民が自治体に対して声を挙げ、自分たちが求めているのは社会的弱者を見えなくすることではないと示す必要があります。

あすわか弁護士
片木 翔一郎

